

令和 8 年度

「事業領域拡大検討アドバイザー派遣」 支援対象企業
【募集要項】

令和 8 年 2 月

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

「令和8年度事業領域拡大検討アドバイザー派遣」支援対象企業 募集要項

1 概 要

(1) 目的

本事業では、広島広域都市圏^(※1)内の自動車関連企業^(※2)に、経営に関するアドバイザーを派遣し、経営者の思いを汲み取った上で、企業の経営課題や保有する技術、優位性を整理し、業界動向や成功事例の情報提供、マーケティングに関する助言等を行いながら、自社のコア技術・強みを生かした事業領域拡大の検討を支援することを目的としています。

については、本事業に取り組む意欲のある企業を募集します。^(※3)

(※1) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

(※2) 自動車関連企業

自動車メーカー やサプライヤと部品供給、部品加工、製品開発等の取引関係のある企業で、従業員規模20～300人程度を想定しています。

(※3) 本公募は、令和8年度予算成立を前提として実施するものであり、事業開始は令和8年度となります。また、今後内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 募集対象者

対象者は、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するもの（3社）とします。

ア 広島広域都市圏に主たる事業所を有する自動車関連企業

イ 経営者が年間を通して活動に参加できるもの

ウ 法人又はその役員が次のアからウのいずれにも該当しないもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

なお、本事業の対象者は、従業員規模が20人から300人程度の企業を想定していますが、当該規模に当てはまらない企業を除外するものではありません。

(3) 支援内容

支援対象企業に中小企業診断士資格保有者等、経営に関する専門知識を有する者（以下「アドバイザー」という。）を派遣し（10回程度訪問）、伴走型で指導・アドバイスを実施しながら、企業が有する強みに関する客観的な整理や、強みを生かした新事業の可能性を検討し、今後、経営者が新事業の計画を策定し、新しい市場での新事業の展開の実現を支援します。なお、支援を行う際は、本市職員の他、広島広域都市圏の自治体職員等の行政関係者が同席することがあります。

具体的な支援内容は次のとおりです。

ア 経営者の思いや企業の強み等の整理と支援の方向性の検討

（ヒアリング等による経営課題の明確化、コア技術・強みの整理など）

イ 対話重視による企業の意向確認と新たな事業領域の検討に資する情報の整理・提供

（業界・技術動向、競合分析、リスク評価、他社成功事例、業界有識者の紹介など）

ウ 新たな事業領域の拡大に向けたマーケティング等に関する助言

（ターゲット顧客の選定・紹介、提案資料のブラッシュアップ、パートナーの探索など）

エ 活動を継続するためのプランの提案

（役割分担、スケジュール、営業先やニーズ把握先、企業力・商品力強化の取組など）

(4) 支援の実施方法

中小企業診断士資格保有者等、経営に関する専門知識を有する者をアドバイザーとして派遣することが可能な団体へ委託して実施します。

(5) 費用

アドバイザーによる支援は無料です。

ただし、アドバイザーからの助言等を受けて、実行する際に発生する経費については自己負担となります。

(6) 発表会への参加

支援対象企業全ての個別支援完了後、本事業の発表会を原則一般公開形式にて開催します。

支援対象企業から本事業での取組内容や成果を発表していただきますので、あらかじめご了承ください。

また、発表会で用いた資料等については、支援対象企業の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、公にすることが不適切な情報を除いた上で、本事業の成果物として広報等に使用させていただく場合があります。

(7) 秘密保持の取扱い

本市職員には、地方公務員法第34条にある「秘密を守る義務」が課されています。これは、当事者間の秘密保持契約より優先されるため、本事業は本市との秘密保持契約を締結することなく実施することをご理解ください。

2 申込の手続き

参加申込書を記入のうえ、以下の申込先に提出してください。

【注意事項】

- ※ 書類の返却はいたしかねます。
- ※ 上記の書類の他にも必要な書類の提出やヒアリングを求める場合があります。

【申込先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp

受付期限：令和8年4月10日（金）必着

4月10日までに募集企業数（3社）に満たない場合、募集を継続します。

4月11日以降の募集状況は、以下問合せ先にお問合せ下さい。

3 支援対象企業の決定

申込書を受理後、必要に応じて企業訪問を行い、申込内容や過去の本市による支援の活用実績等を踏まえて、令和8年4月以降に支援対象企業を決定します。

なお、支援対象企業数が3社に満たない場合、受付期限後も随時募集を継続します。

また、企業の課題の内容が本事業の委託先において助言及び指導できない場合は、支援をお断りする場合があります。

4 問合せ先

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：082-504-2238 FAX：082-504-2259

E-mail：chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp